

四国理学療法士学会一般演題審査規程

〔目的〕

第1条 この規程は四国理学療法士学会評議委員会規程を補完し、四国理学療法士学会における一般演題審査の方法及び基準を明確にすることを目的とする。

〔査読員〕

第2条 各県士会は、最新の日本理学療法士学会大会演題募集時のセッションに倣い、査読員を必要数選出し、学会評議委員長に報告する。尚、査読員は複数のセッションの査読をすることができる。

第3条 査読員名簿は前年度末までに、学会評議委員長ならびに当年度学会準備委員長へ報告する。

第4条 一般演題の査読は、学会長より委嘱された査読員が、これを行なう。

第5条 学会事務局は、一般演題募集締切り後セッション構成を行い、各セッションの査読員に査読を依頼する。

第6条 学会事務局は、演者及び査読員候補の所属を考慮し、1演題につき3名の査読員を決定する。

〔査読〕

第7条 査読員は与えられた演題抄録を査読し、コメントを記入の上、速やかに学会事務局へ返送しなければならない。

第8条 倫理上または査読結果に著しく問題のある演題に限り、学会評議委員会にて審議し、その結果を学会事務局へ報告しなければならない。

第9条 学会事務局は、査読結果（採択・不採択）を速やかに一般演題応募者に通知しなければならない。

〔座長〕

第10条 各セッションの座長は、会員の中から学会事務局が選定し、学会長が委嘱する。原則、新プロ修了者とし、認定・専門理学療法士取得者が望ましい。

〔補則〕

第 11 条 この規程を改廃・変更しようとするときは、学会評議委員会の審議を経て、
四国理学療法士会連絡協議会の承認を得なければならない。

〔付則〕

- 1 この規程は平成 12 年 2 月 20 日から、一部改正により施行する。
- 2 この規程は平成 13 年 12 月 1 日から、一部改正により施行する。
- 3 この規程は平成 29 年 11 月 25 日から、一部改正により施行する。